

第15回久慈市議会定例会会議録（第4日）

議事日程第4号

平成26年3月4日（火曜日）午後1時30分開議

- 第1 議案第19号、議案第20号、議案第24号、議案第28号、議案第29号、議案第30号（総務委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 議案第21号、議案第22号、議案第25号、議案第31号（教育民生委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第3 議案第23号、議案第26号、議案第27号、議案第32号、議案第33号（産業建設委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第4 議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第5 議会改革推進の件（議会改革推進特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第6 広報編集の件（議会広報編集特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第7 議案第34号
提案理由の説明・総括質疑
委員会付託省略
議案第34号（質疑・討論・採決）
- 第8 発議案第18号
提案理由の説明
発議案第18号（採決）
- 第9 発議案第19号（採決）
- 第10 広聴広報特別委員の選任
- 第11 議員派遣の件（採決）

会議に付した事件

- 日程第1 議案第19号 地域の元気臨時交付金基金条例
- 議案第20号 地域防災センター条例
- 議案第24号 地域農村センター条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更に関し議決を求めることにつ

いて

- 議案第29号 過疎地域とみなされる区域に係る久慈市過疎地域自立促進計画の一部変更に関し議決を求めることについて
- 議案第30号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第2 議案第21号 歯と口腔の健康づくり条例
- 議案第22号 へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 社会教育委員条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 岩手北部広域環境組合からの脱退に関し議決を求めることについて
- 日程第3 議案第23号 市営住宅等条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 小袖漁港海岸災害復旧（23災 665号防潮堤）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第27号 横沼漁港漁港施設機能強化（護岸）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第32号 市道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 議案第33号 市道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第1号 平成26年度久慈市一般会計予算
- 議案第2号 平成26年度久慈市土地取得事業特別会計予算
- 議案第3号 平成26年度久慈市国民健康保険特別会計予算
- 議案第4号 平成26年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第5号 平成26年度久慈市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第6号 平成26年度久慈市魚市場事業特別会

- 計予算
 議案第7号 平成26年度久慈市漁業集落排水事業
 特別会計予算
 議案第8号 平成26年度久慈市公共下水道事業特
 別会計予算
 議案第9号 平成26年度久慈市水道事業会計予算
 日程第5 議会改革推進の件
 日程第6 広報編集の件
 日程第7 議案第34号 平成25年度久慈市一般会計
 補正予算(第6号)
 日程第8 発議案第18号 久慈市議会基本条例
 日程第9 発議案第19号 広聴広報特別委員会の設
 置について
 日程第10 広聴広報特別委員の選任
 日程第11 議員派遣の件

出席議員(23名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 梶 谷 武 由君 | 2 番 下川原 光 昭君 |
| 4 番 上 山 昭 彦君 | 5 番 泉 川 博 明君 |
| 6 番 木ノ下 祐 治君 | 7 番 畑 中 勇 吉君 |
| 8 番 砂 川 利 男君 | 9 番 山 口 健 一君 |
| 10 番 桑 田 鉄 男君 | 11 番 澤 里 富 雄君 |
| 12 番 中 平 浩 志君 | 13 番 小 柳 正 人君 |
| 14 番 堀 崎 松 男君 | 15 番 小 倉 建 一君 |
| 16 番 小野寺 勝 也君 | 17 番 城 内 仲 悦君 |
| 18 番 下 館 祥 二君 | 19 番 中 塚 佳 男君 |
| 20 番 八重櫻 友 夫君 | 21 番 高屋敷 英 則君 |
| 22 番 宮 澤 憲 司君 | 23 番 大 沢 俊 光君 |
| 24 番 濱 欠 明 宏君 | |

欠席議員(1名)

- 3 番 藤 島 文 男君

事務局職員出席者

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 事務局長 一田 昭彦 | 事務局次長 嵯峨 一郎 |
| 庶務グループ
総括主査 高畑 伸一 | 議事グループ
総括主査 田高 慎 |
| 議事グループ
主任 長内 紳悟 | |

説明のための出席者

- | | |
|-----------------|----------------|
| 市 長 山内 隆文君 | 副 市 長 外館 正敏君 |
| 副 市 長 星 文雄君 | 総 務 部 長 菅原 慶一君 |
| 総務部付部長 大湊 清信君 | 総合政策部長 中居 正剛君 |
| 総合政策部付部長 晴山 真澄君 | 市民生活部長 澤口 道夫君 |

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 健康福祉部長
(兼福祉事務局長) 砂子 勇君 | 農林水産部長 村上 章君 |
| 産業振興部長 澤里 充男君 | 建設部長
(兼水道事務局長) 小上 一治君 |
| 山形総合支所長 中新井田欣也君 | 教育委員長 鹿糠 敏文君 |
| 教 育 長 亀田 公明君 | 教育次長 小倉 隆喜君 |
| 選挙管理委員会
委員長 谷地末太郎君 | 監 査 委 員 石渡 高雄君 |
| 農業委員会会長 宇部 繁君 | 総務部総務課長
(併選管事務局長) 久慈 清悦君 |
| 農業委員会
事務局 長 泉澤 民義君 | 教育委員会
総務学事課長 米澤 喜三君 |
| 監査委員事務局長 松本 賢君 | |

午後1時30分 開議

○議長(八重櫻友夫君) ただいまから、本日の会議を開きます。

欠席通告者は、藤島議員であります。

諸般の報告

○議長(八重櫻友夫君) 諸般の報告をいたします。

市長から議案1件の追加提出があり、お手元に配付してあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告1件が提示され、お手元に配付してあります。

次に、議員発議案2件及び当局からの提出議案1件をお手元に配付してあります。

[参 考]

発議案第18号

久慈市議会基本条例

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年3月4日提出

久慈市議会議長 八重櫻 友 夫 様

提出者 議会改革推進特別委員会

委員長 桑田 鉄男

久慈市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第3条―第6条)

第3章 市民と議会との関係(第7条・第8条)

第4章 議会と市長等との関係(第9条―第12条)

第5章 議会の機能強化(第13条―第20条)

第6章 議会事務局等(第21条・第22条)

第7章 議員定数及び議員報酬（第23条・第24条）

第8章 見直し手続及び議会改革の推進（第25条・第26条）

附則

おら達の住む久慈市は、碧い海と緑豊かな大地に囲まれた自然いっぺえの郷土であり、このごどをおら達は誇りに思っている。

久慈市民（以下「市民」という。）がら直接選ばれた議員どうで構成する久慈市議会（以下「議会」という。）は、おんなじように市民がら直接選ばれた久慈市長（以下「市長」という。）とともに、久慈市を代表する機関である。

この二つの代表機関は、おだげえに市民の思いに応えるために、議会は議員どうによる合議制の機関として、市長は独任制の機関として、与えられた権限のもとにおだげえの特性のいいごどを生がして、市民の思いを市政にちゃんと反映させるために競い合ったり、協力し合ったりしながら、久慈市にとって一番いい意思決定を導ぐための共通の使命が与えられている。

おらあどう議会は、議会に与えられたこの使命を達成するために、これまでにねえ発想により、まさに“じえじえじえ”な議会を目指していぐべえという思いを込めて、この条例（通称「久慈市議会じえじえじえ基本条例」という。）をこさえ、市民の思いに力いっぺえ応えていぐごどを決意する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、市民との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が地方自治の本旨に基づき果たすべき役割を全うし、市民の負託に応え、及び市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 積極的な情報公開に取り組み、市民に開かれた議会を目指すこと。

(2) 議決責任を深く認識し、市民に対して説明責任を果たすこと。

(3) 市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に取り組むこと。

(4) 議会活動が市民生活にどのような変化をもたらしたか検証すること。

(5) 市民にわかりやすい議会運営に努めること。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

(2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを深く認識し、議員相互間の討議を重んじること。

(3) 自己の資質の向上に努めるとともに、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、品位の保持に努めること。

（会派）

第5条 議員は、議会活動を行うため、原則として会派を結成するものとする。

2 会派は、政策立案及び政策提言に際し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

（議長及び副議長）

第6条 議長は、議会全体の代表とし、会派から独立した活動を行うものとする。

2 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。

第3章 市民と議会との関係

（情報公開）

第7条 議会の会議は、全て原則公開するとともに、審議資料等の公開に努めるものとする。

2 議会は、議案に対する各議員の賛否を公表する等、議員に対する市民の評価が的確になされるよう情報の公開に努めるものとする。

（市民参加と広聴広報活動の充実）

第8条 議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的

に活用し、市民の意見等を聴き、議会審議及び政策形成に反映させるよう努めるものとする。

2 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審査等に当たっては、提出者が希望した場合は、提出者に意見を述べる機会を設けるものとする。

3 議会は、市民の意見を反映させるため、市民との意見交換の場を多様に設け、広聴活動の充実に努めるとともに、市民と議会が協働し市政課題について話し合う「かだつて会議」を設置するものとする。

4 議会は、議会審議における経過及び結果を周知するために、市民に対し議会報告会を年1回以上開催するとともに、多様な広報手段を活用し、広報活動の充実に努めるものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(重要政策等の説明)

第9条 議会は、市長等が提案する重要な計画又は政策等について、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、必要があると認めるときは、市長等に対し、説明資料の提供を求めることができる。

2 議会は、前項の重要政策等を審議するに当たっては、立案又は執行における論点又は争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(議決事件の追加)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、久慈市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。

(一問一答による質疑応答)

第11条 議会の会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点をより明確にするため、一問一答で行うことができる。

(反問権)

第12条 議会の会議において、市長等は、議員の質問に対し、議論を深めることを目的に、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

第5章 議会の機能強化

(議員間の討議)

第13条 議会の審議に当たっては、議員間討議を中心

とした議論を尽くすものとする。

2 議員は、議員間討議を通じて合意形成を図り、政策立案及び政策提言に努めるものとする。

(委員会の活動)

第14条 委員会は、市政課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした運営に努めなければならない。

2 常任委員会は、積極的に市政課題の所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに、政策立案及び政策提言に努めるものとする。

3 委員会は、委員長及び副委員長の選出に当たり、委員会においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。

(法制度の積極的活用)

第15条 議会は、法第96条第2項の規定に基づく議決事件の追加、法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査への専門的知見の活用その他の法に規定される議会の機能強化に資するための制度を積極的に活用するものとする。

(ICTの積極的活用)

第16条 議会は、ICT（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）第1条の情報通信技術をいう。）を積極的に活用するものとする。

(調査機関の設置)

第17条 議会は、調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議員全員協議会)

第18条 議長は、議会としての共通認識を深めるとともに、合意形成を図るため、法第100条第12項の規定に基づく協議等の場として、議員全員協議会を開催するものとする。

(政務活動費)

第19条 会派及び議員は、調査研究等のために交付される政務活動費を活用し、議会審議及び政策形成に反映させるよう努めるものとする。

2 議会は、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性確保のため、活動報告書及び収支報告書を公開するものとする。

(交流及び連携の推進)

第20条 議会及び議会事務局は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進し、議会活動の活性化に努めるものとする。

第6章 議会事務局等

(議会事務局)

第21条 議会は、議会事務局の補佐機能及び専門性の充実強化を図るとともに、執行機関からの独立性の確保を図るため、議会事務局の体制整備に努めなければならない。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資し、市民等の誰もが利用できるものとして、議会図書室における文献等の充実に努めなければならない。

第7章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第23条 議員定数の条例改正に当たっては、人口、面積、財政力、社会状況及び、事業課題や将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。

(議員報酬)

第24条 議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。

第8章 見直し手続及び議会改革の推進

(見直し手続)

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを不断に検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

(議会改革の推進)

第26条 前条の検証を行うとともに、継続的に議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[参 考]

発議案第19号

広聴広報特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月4日提出

久慈市議会議長 八重櫻 友 夫 様

提出者 久慈市議会議員 澤里 富雄

提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男

提出者 久慈市議会議員 小倉 建一

提出者 久慈市議会議員 桑田 鉄男

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

広聴広報特別委員会の設置について

1 本議会に委員11名で構成する広聴広報特別委員会を設置し、次の事項を付託する。

久慈市議会の広聴広報活動に関する事項

2 広聴広報特別委員会は、議会の閉会中も広聴広報活動を行うことができるものとし、議会が本件終了を議決するまでの間、継続して広聴広報活動を行うものとする。

[参 考]

議員派遣の件

平成26年3月4日

地方自治法第100条第13項及び久慈市議会会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 平成26年度岩手県市議会議長会第1回定期総会

(1) 派遣目的 地方自治の本旨に沿い、相提携し、都市の興隆発展・地方自治の充実強化・市議会の制度及び運営に資するため

(2) 派遣先 遠野市

(3) 派遣期間 平成26年4月10日から11日までの2日間

(4) 派遣議員 下館祥二副議長

2 市町村議会議員特別セミナー

(1) 派遣目的 市町村の行財政をめぐる重要課題、急激に変化する地方自治をとりまく最新の動向、地域振興のための諸方策等について理解を深め、もって市政の発展に資するため

(2) 派遣先 千葉県千葉市「市町村職員中央研修所(市町村セミナー)」

(3) 派遣期間 平成26年5月7日から9日までの3日間

(4) 派遣議員 上山昭彦議員

~~~~~

○議長（八重櫻友夫君） これより本日の議事日程に入ります。

この際、2月20日の本会議における小野寺議員の質問に対する答弁内容について発言を求められておりますので、これを許します。小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） 発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。さきの一般質問の日本共産党久慈市議団代表、小野寺勝也議員の総合防災公園整備事業に係る一般質問の再質問におきまして、既に11月段階で立成地区を含むエリアを東北地方整備局に出したのではないかとこの質問に對しまして、私からの答弁は、「26年度予算要求についてもそういう形で申請したのは」と誤った答弁をいたしました。正しくは申請ではなく、提出となりますので、訂正をお願いいたします。

改めて深くおわび申し上げます。

~~~~~

日程第1 議案第19号、議案第20号、議案第24号、議案第28号、議案第29号、議案第30号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第1、議案第19号、議案第20号、議案第24号及び議案第28号から議案第30号までを議題といたします。以上6件に関し、委員長の報告を求めます。砂川総務委員長。

〔総務常任委員長砂川利男君登壇〕

○総務常任委員長（砂川利男君） 本定例会において総務委員会に付託されました議案6件について、去る2月24日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

なお、委員会では審査に先立ち、議案第20号及び議案第24号の2件について現地調査を実施したところがあります。

初めに、議案第19号「地域の元氣臨時交付金基金条例」について申し上げます。

本条例は、公共投資を円滑に実施することにより、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、事業に要する経費の財源を充てるため、地域の元氣臨時交付金基金を設置しようとするものであります。

積み立てする基金の原資は、国の平成24年度補正予算に計上された地域経済活性化雇用創出臨時交付金で、当市への交付額8億8,585万7,000円は、去る2月7日

に議決された「平成25年度一般会計補正予算（第5号）」に計上したところであります。また、主な事業として、市役所本庁舎へのエレベーター設置など、計6事業を予定しているとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、6事業の内容についてただしたのに対し、市役所本庁舎のエレベーター設置などの公共施設改修事業、本庁舎車庫等を改築する高機能車庫等整備事業、ブロードバンド基盤整備事業、漁港整備事業、道路新設改良事業及び八日町分室、仮称街なか交流館整備事業で、総事業費は約10億円を見込んでいるとの答弁がありました。

また、各事業の完了時期についてただしたのに対し、この基金は平成26年度まで活用できるという時限措置となっており、各事業とも平成26年度までに完了することとしているとの答弁がありました。

そのほか、交付金の算定の考え方などについて、質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第19号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「地域防災センター条例」について申し上げます。

本条例は、災害発生時における地域の災害対応活動の拠点とするとともに、地域住民の防災活動に関する知識及び技術の普及、健康の増進並びに生活文化の振興を図るため、地域防災センターを設置しようとするものであります。

当該施設の概要であります。名称を久喜地区防災センターとし、総事業費は6,378万1,000円、木造平屋建て、延べ床面積1,198.74平方メートルとなっており、多目的ホール、会議室、厨房及びシャワー室などを備えているとの説明がございました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、事業費の内容についてただしたのに対し、電気設備及び管設備を含めた建設主体工事は4,966万7,000円で、このほか設計監理費、旧久喜公民館の解体費などが1,411万4,000円となつてるとの答弁がありました。

また、施設の管理運営についてただしたのに対し、現在は市で管理しているが、今後、地元との話し合いを進め、できれば今年の6月定例会に指定管理者の指定を提案したいとの答弁がございました。

そのほか、避難施設としての物資の配備計画などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第20号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「地域農村センター条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、戸呂町地区集落センターの移転に伴い、位置を変更しようとするものであります。当該施設の概要であります。旧戸呂町小学校の一部を改修し、多目的ホール、和室、調理室及び多目的トイレなどを備えているとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、当該施設は指定管理者による管理となっているが、新施設の維持管理費についてただしたのに対し、現在のセンターの指定管理費は年間28万円であるが、移転後は75万6,000円を見込んでいるとの答弁がありました。

また、現在のセンターの活用についてただしたのに対し、地元から活用の意向はないと伺っており、今後解体も含めて検討してまいりたいとの答弁がございました。

そのほか、小学校当時の設備の活用などについて質疑応答が交わされたところあります。

採決の結果、議案第24号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更に関し議決を求めることについて」及び議案第29号「過疎地域とみなされる区域に係る久慈市過疎地域自立促進計画の一部変更に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案2件は、いずれも光ケーブルによるブロードバンド基盤施設を整備する事業でありますので、一括審査したところあります。

まず、議案第28号では、山根町における電気通信施設整備を計画するため、現地の総合整備計画の策定及び変更をするとともに、議案第29号では山形町におけるブロードバンド基盤整備事業を計画するため、過疎地計画の一部を変更しようとするものであります。

事業の内容であります。通信事業者の事業として採算が見込めないブロードバンド未整備地区について、久慈市が光ケーブルを整備し、通信事業者に貸し出しする方式により、情報格差を是正しようとするもので

あり、また、整備対象地区は山根町及び山形町全域のほか、侍浜町、夏井町及び長内町の一部を予定しており、全体の対象世帯数は1,880世帯、概算距離は296キロメートル、概算事業費は約10億6,200万円を見込んでいるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、今回の事業による今後の展望についてただしたのに対し、情報格差の平準化や携帯電話の不感地域の解消が図られるとともに、地場産業及び地場産品など、地域情報の発信力が向上していくものと考えているとの答弁がございました。

また、各世帯の加入促進についてただしたのに対し、今回整備する地区は高齢者世帯が多い地域でもあることから、係る状況を踏まえて通信事業者とともに協議しながら取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、国及び通信事業者との協議状況などについて質疑、答弁が交わされたところあります。

採決の結果、議案第28号及び議案第29号の2件については、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関して議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、本年3月31日をもって解散する岩手中部広域水道事業団を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること、また、本年4月1日に岩手中部水道事業団を同事務組合に加入させること及びこれに伴う同事務組合同約の一部変更に関し、所要の経路を踏まえて進めようとするものであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

今回、脱退及び加入する団体の概要についてただしたのに対し、現在、岩手中部広域水道事業団は、北上市、花巻市及び紫波町への水道の供給事業を行っている。また、北上市、花巻市及び紫波町はそれぞれ水道事業を行っているが、今般、事業の効率化などを図るため、これらの供給事業と水道事業と統合し、新たに岩手中部水道事業団として事業を進めていくものであるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第30号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

大変失礼をいたしました。「岩手中部水道企業団」のところを「事業団」と申し上げたようでございますので、「岩手中部水道企業団」と訂正しておわびいたします。大変失礼しました。

以上をもって、委員長の報告を終わらせていただきます。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第19号「地域の元気臨時交付金基金条例」、議案第20号「地域防災センター条例」、議案第24号「地域農村センター条例の一部を改正する条例」、議案第28号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更に関し議決を求めることについて」、議案第29号「過疎地域とみなされる区域に係る久慈市過疎地域自立促進計画の一部変更に関し議決を求めることについて」及び議案第30号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」、以上の議案6件は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第19号、議案第20号、議案第24号及び議案第28号から議案第30号までの6件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第2 議案第21号、議案第22号、議案第25号、議案第31号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第2、議案第21号、議案第22号、議案第25号及び議案第31号を議題といたします。以上4件に関し、委員長の報告を求めます。下川原教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長下川原光昭君登壇〕

○教育民生常任委員長（下川原光昭君） 本定例会において教育民生委員会に付託されました議案4件につ

いて、去る24日及び3月3日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

なお、委員会では、議案第22号の審査に当たり、現地調査を実施したところであります。

初めに、議案第21号「歯と口腔の健康づくり条例」について申し上げます。

本条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、市における施策の基本的な条項を定めることにより、施策を総合的に推進し、もって市民の健康の保持及び促進に寄与しようとするものであります。本条例は、目的、基本理念など全10条から成るものであり、提案に当たっては歯科医師会の先生等で構成する歯科保健推進委員会での意見等を聞いたところであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、条例制定後の検診計画についてただしたのに対し、基本計画はこれから策定することになるが、その中では妊婦の歯科検診や成人期の歯科対策などを計画にのせていきたいとの答弁がありました。

次に、乳幼児期の歯科検診状況についてただしたのに対し、現在は全産婦を訪問し、検診受診の啓発を行っており、幼児期には歯科衛生士からの歯磨き指導を実施しているほか、定期的に歯科検診やフッ素塗布を実施しているとの答弁がありました。

そのほか、成人の受診機会の確保、条例化による予算措置、当市の歯科保健の現状などについて、質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第21号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「へき地保育所条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、久慈市立戸呂町保育園の移転に伴い位置を変更しようとするものであるが、保育園の老朽化に伴い、旧戸呂町小学校校舎を有効活用し、現在、建築中の保育園の位置を久慈市山形町戸呂町第4地割50番地64に変更しようとするものであります。新しい園舎は、保育室2室、遊具室1室、事務室等で構成され、平成26年4月1日から施行しようとするものであるとの当局からの説明がありました。



以下、審査の概要について申し上げます。

まず、旧戸呂町小学校改修工事の総事業費についてただしたのに対し、戸呂町地区集落センターとあわせての工事であり、その工事費は1億1,200万円であり、そのうち保育園分については、案分で約4,500万円と見ているとの答弁がありました。

次に、今後の児童数の推移についてただしたのに対し、現在の園児数は6名であり、今後は10名前後で推移していくものと捉えているとの答弁がありました。

次に、施設の耐震強度は確保されているのかただしたのに対し、この建物は昭和56年以降の建築であり、新耐震基準に合った建物であるとの答弁がありました。

そのほか、現園舎の撤去費用、用地の目的寄附などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第22号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号「社会教育委員条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、地方分権改革に係る第3次一括法の施行による社会教育法の一部改正に伴い、久慈市社会教育委員の委嘱の基準を定めようとするものであります。委嘱の基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌し、同基準で定める学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者と同一の内容としているとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、社会教育委員の活動内容についてただしたのに対し、年2回、社会教育委員会会議を開催し、社会教育行政方針や事業計画についての議論を行っているとの答弁がありました。

次に、委員の職務、義務の一つである助言・指導はどのような形で行われているのかただしたのに対し、各委員とも日常の活動の中で個別の助言・指導は行っていると考えるが、組織全体では特に行ってはいないものと捉えているとの答弁がありました。

そのほか、教育委員会との関係性、社会教育分野の範囲などについて、質疑、答弁が交わされたところあります。

採決の結果、議案第25号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「岩手北部広域環境組合からの脱

退に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、平成28年3月31日をもって岩手北部広域環境組合から脱退するため、地方自治法第286条の2第1項の規定に基づき所要の経手を経ようとするものであります。具体的な内容であります。当該組合からの脱退について、本議案の議決の後、他の全ての構成団体に書面で脱退を予告し、脱退しようとする日まで2年以上の予告期間を置くことで、本市の意思のみで当該組合から脱退できることから、本定例会における議決後の2年後の年度末である平成28年3月31日をもって当該組合から脱退しようとするものであるとの当局の説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、九戸村を除く他の構成団体の脱退議案の提出状況についてただしたのに対し、久慈市以外の久慈地区の3町村は脱退議案を提出すべく準備を進めている状況であり、二戸地区の3市町については九戸村の翻意を期待しながらも、脱退議案提出に向け準備をしている状況にあるとの答弁がありました。

次に、2年の予告期間の間に、組合を解散する議案を提出できる状況になった場合の手順についてただしたのに対し、12月定例会において提出したような形で、解散に係る3議案を再度議会に提出することになるとの答弁がありました。

そのほか、今後2年間の経費負担額、住民への説明責任などについて、質疑、答弁が交わされたところあります。

委員会では、本議案の採決に当たり、次の意見を付したところあります。

まず、当該組合は久慈地区、二戸地区の8市町村が意思統一を図って結成された組織であり、解散するに当たっても、構成する8市町村が合意のもとに解散することが本来望ましい姿である。また、これまで久慈市においても概算で8,000万円もの経費負担があることから、責任を国や県に転嫁することなく、今回のような結果になったことを十分に反省し、今後の教訓として生かしていくよう求める。

以上の意見を付した上で、議案第31号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。15番小倉建一君。

○15番（小倉建一君） 私は、先ほども附帯決議にもありましたが、8市町村みんなで解散しようというようなのが理想的だということがありました。そこで、私は、山内市長は副管理者であります、このたびの二戸市長逝去によって新しい市長が出たということで、引き続き二戸市長が管理者になったわけですが、これまで副管理者としていろいろ指導的立場でやってきたと思っております。そこで、私はもっともっと残ってみんなが協議しながら、うまい方向で解散すべきだと、このように思っておりますが、もっともっと副管理者としてリーダーを果たすべきだったのではないかと、こういう思いもあります。あるいは、副管理者ではなく管理者でもよかったのではないかと、そういうリーダーシップをとるべきだったと思っておりますが、委員長、このような議論はなかったのかどうか、あったとすればどういうことだったか、お伺いしたいと思います。

○議長（八重櫻友夫君） 下川原教育民生委員長。

○教育民生常任委員長（下川原光昭君） ただいまの質問の内容については、質問が出なかったと思っております。

○議長（八重櫻友夫君） 15番小倉建一君。

○15番（小倉建一君） 議長、私が聞いているのはちょっと違うなと思いますが、全くなかったのか、幾らでもあったらやっぱりその辺は委員長としてお知らせ願いたい、こう思います。

○議長（八重櫻友夫君） 下川原教育民生委員長。

○教育民生常任委員長（下川原光昭君） 確認をして、ご報告したいと思います。

○議長（八重櫻友夫君） 暫時休憩します。

午後1時59分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（八重櫻友夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

下川原教育民生委員長。

○教育民生常任委員長（下川原光昭君） 小倉議員の内容についての趣旨の質問はなかったと確認をいたしました。

以上であります。

○議長（八重櫻友夫君） 1番梶谷武由君。

○1番（梶谷武由君） 九戸村の解散への同意という

ことができなかつたわけですが、九戸村で解散に同意をするまで若干の時間が必要ではなかつたのかなという思いを持っているんですが、例えば3カ月あるいは半年ぐらい状況を見ながら結論を出してもよかつたのではないかなという思いを持っているんですけれども、そのような議論はなかつたのかどうか、お伺いします。

○議長（八重櫻友夫君） 下川原教育民生委員長。

○教育民生常任委員長（下川原光昭君） 先ほどの委員長報告にも報告いたしましたけれども、久慈地区の3町村は、今度の3月議会で脱退の議案を提出する準備を進めているという報告と、あと二戸地区の3町村についても、九戸村の翻意を期待しながら脱退議案提出に向けて準備をしている状況であるということ報告をいたしております。

○議長（八重櫻友夫君） 1番梶谷武由君。

○1番（梶谷武由君） 進めているというのも報告を聞いたわけですが、九戸村で解散を同意するというのが、例えば3カ月か半年ぐらいで可能であれば、そこまで待っていて脱退を決めてもよかつたのではないかなということで、九戸村の動きをもう少し見ようというふうな議論はなかつたのか、その部分について。

○議長（八重櫻友夫君） 下川原教育民生委員長。

○教育民生常任委員長（下川原光昭君） 同じことの繰り返しになりますけれども、そのために附帯決議をつけて、本来であれば8市町村が同じ意思を持って解散をすることが望ましいという姿ということで、附帯決議にしているところであります。

○議長（八重櫻友夫君） 15番小倉建一君。

○15番（小倉建一君） 先ほどはとも委員会では話になつたということになりましたが、市長のリーダーシップということになります、私もよく九戸の議員とは、皆さんと議員と同じようにいろいろ協議したり、いろいろ指導を受けたりするわけですが、九戸の議員の皆さんには、「何とか解散に向けて努力する方法もあるよ」ということがあって、その中に、「もっと市長にリーダーシップとってもらえばうまくいくんじゃないか」という話もありました。そういう意味で、市長、先になつていろいろ解散に向けてまとめようという考えを持っているか、いなかつたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 小倉議員に申し上げます。私も副管理者の1人でありまして、逆に言えば、管理者以外は全て副管理者であります。そういった中で、私も副管理者としての責任がある立場でございます。したがって、何とか8市町村まとまった形でこれは解散をすると、こういったことが望ましい。そういった思いから九戸村村長に対してもさらなる努力をお願いしたいと、このことは口頭でしっかりとお伝えをしておりますし、会議の場、これは構成市町村長会議、そういった場面でもそのことは申し上げております。

ただしかし、九戸村の村長は、その後において、議会が対応を変えるべきそういった特異な時点はない、要するに事情変更を見いだせない、つまり九戸村議会は解散の議案を認めなかったわけではありますが、その解散を認めるという方向に転換すべき事由が見いだせない、こんな九戸村長のお話でありました。

我々もぎりぎりまでお待ちをしますよということですが、久慈市議会招集日がこの8市町村の中では最も早く招集されるわけでありまして。そういったことから、久慈市が招集の2月7日に提案をさせていただいたわけでありまして、その後においては久慈広域3町村、これも私どもと同じような議案を提出済みであります。また、二戸広域においてもそのような動きになっているという状況にあります。

いずれ自治体には自治体の意思があるわけでありまして。当然に小倉議員言われるように、全構成市町村同じ意思決定のもとに解散できれば、それは望ましいことだと私も思っておりますし、そこに向かって努力はさせていただきましたが、これ以上の手だてを私どもから講じるものは手段はない、そういったぎりぎりの判断から、市民の皆さんの負担のことも考えながら、こういった提案をさせていただいております。幸い委員会においては、ご意見等はあったようでありますけれども、いずれも全員異議なく可決すべきものというふうな形でご決定をいただいている、こういうことで、久慈市議会においてもご理解はいただいているものと思っております。

いずれ管理者であれ、副管理者であれ、その責めを果たすべく全力を傾注している、その姿勢についてはご理解を賜りたい。

○議長（八重櫻友夫君） 下川原教育民生委員長。

○教育民生常任委員長（下川原光昭君） 先ほど梶谷

議員にお答えをいたしました「附帯決議」と発言をしましたが、「附帯意見」ということで訂正をお願いいたします。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第21号「歯と口腔の健康づくり条例」、議案第22号「へき地保育所条例の一部を改正する条例」、議案第25号「社会教育委員条例の一部を改正する条例」及び議案第31号「岩手北部広域環境組合からの脱退に関し議決を求めることについて」、以上の議案4件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第21号、議案第22号、議案第25号及び議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第23号、議案第26号、議案第27号、議案第32号、議案第33号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第3、議案第23号、議案第26号、議案第27号、議案第32号及び議案第33号を議題といたします。以上5件に関し、委員長の報告を求めます。木ノ下産業建設委員長。

〔産業建設常任委員長木ノ下祐治君登壇〕

○産業建設常任委員長（木ノ下祐治君） 本定例会において、産業建設委員会に付託されました議案5件について、去る2月24日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果について報告いたします。

なお、委員会では、議案第23号、議案第26号、議案第32号及び議案第33号の審査に当たり、現地調査を実施したところであります。

初めに、議案第23号「市営住宅等条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、東日本大震災により住宅を滅失された世帯等の移住の確保を図るため整備を進めている久慈湊・大崎地区災害公営住宅及び元木沢地区災害公営住宅が本年3月に完成見込みとなったことから、市営住宅として設置しようとするものであります。

また、条例中で引用している福島復興再生特別措置法に規定する移住制限者について、法改正に伴い条す

れがあったことから所要の整理をしようとするもの
あります。具体的な内容であります。第3条、市営
住宅等の設置に係る別表に、久慈湊・大崎地区住宅及
び元木沢地区住宅並びにその所在地を加えようとする
ものである。また、第6条、入居者の資格の第1項で
引用している福島復興再生特別措置法に関し、法改正
によって法第20条の内容が法第29条に条ずれしたこと
から、これに伴い本条例においても法第20条に規定す
る移住制限者を法第29条に規定する移住制限者に改め
ようとするものであるとの当局からの説明がありまし
た。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、災害公営住宅地内に予定される避難所整備に
当たって、海拔表示板を設置する考えはないかただし
たのに対し、災害公営住宅の入居者に対し、入居時に
海拔を含めた津波避難に係る説明に努めるとともに、
海拔表示板の設置について内部協議したいとの答弁が
ありました。

次に、避難所整備の考え方についてただしたのに対
し、災害公営住宅地内に整備予定の避難所は、有事の
際、地域住民の避難施設となるもので、煮炊き、寝泊
まりができることを想定しているとの答弁がありまし
た。

そのほか、久慈湊・大崎地区に係る第1次避難所の
考え方について、質疑、答弁が交わされたところであ
ります。

採決の結果、議案第23号は、全員異議なく原案のと
おり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「小袖漁港海岸災害復旧（23災
665号防潮堤）工事の請負契約の締結に関し議決を求
めることについて」申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した小袖漁港海岸
防潮堤の災害復旧工事を施行するに当たり、宮城建設
株式会社と3億240万円で請負契約を締結しようとし
るものであります。

具体的な内容であります。水門及び陸閘の躯体部
分を含む防潮堤本体の全延長290.2メートルを天端高
T.P.プラス12.0で復旧するものであり、平成27年5
月4日までに完了しようとするものであるとの当局か
らの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、現在の防潮堤沿いを走る道路の高さについて

ただしたのに対し、防潮堤沿いを走る県道野田長内線
は、高いところで防潮堤と同じ高さの9.7メートルで
あるが、今回の防潮堤かさ上げ工事に伴い12メートル
にかさ上げされるものであるとの答弁がありました。

次に、資材不足等による工事のおくれは想定してい
るかただしたのに対し、それらも考慮しながら工期を
設定しているとの答弁がありました。

そのほか、道路かさ上げに伴う退避所設置の考え方、
遠隔操作となる水門管理の体制などについて質疑、答
弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第26号は、全員異議なく原案のと
おり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「横沼漁港施設機能強化（護岸）
工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることに
ついて」申し上げます。

本案は、平成25年9月24日に畑田建設工業株式会社
と契約締結した横沼漁港施設機能強化（護岸）工事に
ついて、原契約の請負金額1億2,903万4,500円に
2,097万9,000円を増額し、1億5,001万3,500円で請負
変更契約を締結しようとするものであります。

具体的な内容であります。護岸延長40.7メートル
を築造する工事に伴って、消波ブロックの製作、据え
つけを増工しようとするものであり、平成26年3月20
日までに完了しようとするものであるとの当局からの
説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、今回、据えつけとなる消波ブロックについて
ただしたのに対し、既設の消波ブロック25トン、144
個を取り除いた上で、新たに50トン、121個を据えつ
けようとするものである。なお、最終的には240個ま
で据えつけたいとするものであるとの答弁がありまし
た。

次に、護岸工事による効果についてただしたのに対
し、今回の工事、さらに次年度以降の工事により、現
状より護岸が2.9メートルかさ上げとなり、さらにそ
の周辺を囲むように消波ブロックを据えつけとなるこ
とから、高潮等による被害が軽減されるかと考えてい
るとの答弁がありました。

そのほか横沼漁港における漁業活動の状況などにつ
いて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第27号は、全員異議なく原案のと
おり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案の浜田団地線は、市が漁業集落防災機能強化事業により、東日本大震災で被災した住宅を再建するため造成を行った元木沢地区の集団移転団地内に整備した道路を市道に認定しようとするものであります。

具体的な内容であります。浜田団地線は起終点を長内町第35地割内の市道浜田線に接続する路線で、その延長は129.4メートル、幅員は側溝を含んで6メートルであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、市道用地の取得経過についてただしたのに対し、漁業集落防災機能強化事業により、宅地分とあわせて取得したものであるとの答弁がありました。

次に、市道認定に当たり該当となった認定要件は何かただしたのに対し、道路認定基準要綱の第6、市が新設し及び改良する道路に該当するものであるとの答弁がありました。

そのほか、用地取得単価などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第32号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案の玉の脇小路線は、市が漁業集落防災機能強化事業により、東日本大震災で被災した住宅を再建するため造成を行った玉の脇地区の集団移転団地内に整備した道路を市道に認定しようとするものであります。

具体的な内容であります。玉の脇大尻線は、起終点を長内町第43地割内とし、起点を市道玉の脇線に接続し、終点を団地内とする路線で、その延長は67.9メートル、幅員は側溝を含んで5メートルであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、回転場の面積についてただしたのに対し、終点に当る回転場の面積は奥行9メートル、幅員6メートルの約54平方メートルであるとの答弁がありました。

次に、回転場は緊急車両が容易に回転できる広さになっているかただしたのに対し、1回程度の切りかえ程度で回転できるように設計したものであるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第33号は、全員異議なく原案のと

おり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

発言の訂正をいたします。議案第23号中、「移住」と申し上げましたが、正しくは「居住」でありますので、おわびして訂正いたします。大変申しわけありませんでした。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第23号「市営住宅等条例の一部を改正する条例」、議案第26号「小袖漁港海岸災害復旧（23災665号防潮堤）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」、議案第27号「横沼漁港施設機能強化（護岸）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」、議案第32号及び議案第33号の「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」、以上の議案5件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第23号、議案第26号、議案第27号、議案第32号及び議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第4 議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第4、議案第1号から議案第9号までを議題といたします。以上9件に関し委員長の報告を求めます。桑田予算特別委員長。

〔予算特別委員長桑田鉄男君登壇〕

○予算特別委員長（桑田鉄男君） 本定例会において、予算特別委員会に付託されました議案第1号から議案第9号までの平成26年度久慈市一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算の計9件について、去る2月27日、28日の2日間にわたり委員会を開催し、審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

委員会では、各班にわたり活発な質疑、答弁が交わ

されたところでありますが、本委員会は議長を除く全議員で構成された委員会であり、委員会における質疑、答弁など、詳細な審査経緯につきましては、各位の承知するところでありますので、その結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第1号「平成26年度久慈市一般会計予算」、議案第3号「平成26年度久慈市国民健康保険特別会計予算」及び議案第4号「平成26年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算」の3件は、採決の結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号「平成26年度久慈市土地取得事業特別会計予算」、議案第5号「平成26年度久慈市介護サービス事業特別会計予算」、議案第6号「平成26年度久慈市魚市場事業特別会計予算」、議案第7号「平成26年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第8号「平成26年度久慈市公共下水道事業特別会計予算」及び議案第9号「平成26年度久慈市水道事業会計予算」の6件は、採決の結果、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 予算特別委員会は異例の長丁場になったわけですが、そこで、防災公園にかかわって、地すべり地形のところを岩手大学の教授にお願いをして調査したというくだりがあったんですが、その際に、名前を明らかにしてほしいというくだりがあった、それに対しては本人に確認の上、報告しますという答弁だったというふうに思うんですが、その後、委員長のところにその方のお名前が届いているかどうか、まずお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 桑田予算特別委員長。

○予算特別委員長（桑田鉄男君） 届いておりません。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 予算委員会が終わるまでの間で答弁もなかったわけですが、その後に委員長に届いてないということですが、どなたなのか確認。時間もたってますから本人確認したと思うんですが、公の事業である防災公園の地すべり地形の山を調査したということでしたが、何月何日にどういう日程で、どういう体制で調査したのか第1点。

それから、お名前をきちんと報告していただきたいのが2点目です。よろしくをお願いします。

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

それではまず、どのような工程でというふうなことでございましたが、12月4日ということで、この方が現地にもえられまして、現地を細かく見ていただいた状況でございます。

それで、この方はお名前を井良沢道也教授と申します。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 私も、岩手大学のホームページで確認しましたら、砂防学研究室に井良沢道也さんという先生がいらっしゃるということを確認しました。この方だということですね、確認します。

12月4日、1日だけの時間でつぶさに見たということで、1日だけの時間日程でどういう調査内容で、どのような調査報告が出ているのか、お聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 今のは委員会で質問はしなかったですか。

○17番（城内仲悦君） してません。

○議長（八重櫻友夫君） どうぞ。

○17番（城内仲悦君） 今お名前が明らかになったわけですが、当時の委員会の質疑の中では、本人から聞いた上でということで、その後なかったわけですよ。今、明らかになりました。そういった中で、12月4日というのもここで明らかになったわけですが、したがって12月4日にどのようなやはり調査をし、どのような報告がこの教授からなされたのか、当然聞くに及ぶわけですので、ひとつお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 委員長報告に対しての質問になるとは思うんですが、ただ、委員長報告にはなかったと。委員長さんに聞いたらそのときには、予算委員会ではそのお名前は出てこなかったんだと。そしてきょう、今の本会議で名前は出てきて、そして日にちも出たと。それで、予算委員会ではその内容は聞いてないから確認をしたいということですね。1点だけ。小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） それでは、まず、12月4日ということですが、まず、こちらのほうに

10時ごろから現地調査に入りまして、15時10分、3時まで入りました。そういうことで、現地にはかなりシビアに、表面の地層であったり、それから過去の状況だったりというものを見ていただいたということで、私は伺ってございます。

○議長（八重櫻友夫君） 城内議員、本会議は3回までということになってるんですが――。16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 今の関係ですが、10時から3時までだと。すると当然、昼休みもあったと思うんですが、調査時間、それが第1点。

それから調査方法、地層を目視、いわゆる目で確認ということですよ。何かそういう私はわからないんだけど、機械とか何かそういうのでやったのか、その内容について教えてください。

○議長（八重櫻友夫君） 予算委員会の内容であれば、そのような論議もあると思うんですが、予算委員長の報告に対しての質問ということですので、今の範囲内で答弁できるのであれば、当局のほう答弁お願いします。山内市長。

○市長（山内隆文君） 答弁するにやぶさかではないんでありますけれども、ただいまの城内議員から始まった質疑といったものは、私どもが確認してからお答えすべき使命であるわけでありまして。内容について、ここでまた再度ご審議を重ねられるということであれば、これはまた予算委員会と同じような審議になるんだろうかと、不思議に思いながらこの進行を見つめておりました。そういった中で、もう少しお尋ねでありますから、その点についてはお答えをさせていただきます。

いずれ限られた時間というふうな印象をお持ちかもしれませんが、一定の、所定の手続等々踏まえながら、調査をしていただいております。当然にさまざまな書類等々も交えながら、現地調査に加えて、そんな中で調査しておりますので、その点のご理解をいただきたい。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

〔発言する者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 議会の運営の問題については議長の裁量によって、市当局が余りそこまでは踏み込まないほうがいいと思います。

今の市長の答弁でも、答弁させるのはやぶさかじゃないと言ったんですから、せっかくですから部長、答弁してください。

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） まず、この調査に入る前でございます。これにつきましては、あくまでも今現在調査を委託しております。そういった中の資料、要するに範囲であるとか、どういうふうなものをどういうふうにしたいとかっていう、基本的にこういう場合はどうだ、こういう場合はどうだっていうふうな資料はお見せしてございます。そういった中で、現地に入っているんな角度から現地で確認してもらったということでございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） 先ほども私のほうからご答弁申し上げましたが、目視という言葉で先ほどご答弁申し上げております。今の時点では、現地の状態を見てるということでございます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。17番城内仲悦君。

〔17番城内仲悦君登壇〕

○17番（城内仲悦君） 私は、議案第1号「平成26年度久慈市一般会計予算」に反対の討論を行います。

山内市政の行政姿勢、行政手法が象徴的にあらわれているのが防災公園建設問題だと思います。このことから、防災公園建設問題に絞って反対の討論をいたします。

反対の理由の第1は、秘密主義や密室行政の問題です。昨年の6月議会で、事前の説明も情報提供もなく、突如提出してきました。それから9カ月、質問するたびに答弁が変わります。防災公園建設の区域設定では、通称立成地区が含まれることが昨年の7月、市と国の協議で始まりまして。国交省は、この協議に基づいて昨年11月には立成地区を含めた図面を作成しました。一方、市長は昨年11月の議員全員協議会でも、12月議会でも立成地区は含んでいないと答弁、資料もそうでありました。このように、国と市議会に対して別々の説明、対応をしていた。いわば使い分けをしていたのは紛れもない事実であります。この問題をただすと、

市長は国と協議中のことであり、決定でないのでは何ら問題はないという答弁です。結局、地権者にも議会にも立成地区を含むことを8カ月間もひた隠してきたことであります。市民協働のまちづくりを標榜しながら、このような秘密主義、密室行政は決して許されるものではありません。

一昨日、大槌町長の碓川町長から地方自治についての講演を聞く機会がありました。碓川町長は、地方自治において課題に対する住民と行政の情報の共有化、物事が決まるまでの過程を理解し合う、認め合うことが決定的に重要だと指摘しました。同じ地方自治体でこうも違うのかと大いに考えさせられました。

反対の第2の理由は、市長の説明責任の欠如であります。決定ではないから説明をしなくてもよいのでは、物事が決まるまでの過程を検証できません。議会が予算を議決したからといって、決して白紙委任したのではないと思います。緊急避難場所が設置の条件というもの、その根拠になるものを提出できていません。むしろ緊急避難場所と復旧・復興活動が同居する危険性のほうが問題であります。建設場所の変更もできないと再三強調していますが、これまで確たる根拠を示し得ないでいます。

反対の第3の理由は、議会軽視の問題です。昨年の6月議会では、防災公園の問題で、安全性や将来性、また整備費の節減に十分留意し、吟味・検討することを求める附帯決議を全会一致で採択しています。今議会でも附帯決議もあり、経費節減という説明が繰り返されました。しかし、事実経過はどうか。工事費の約40%近くの15.6億円も費やす地すべり対策、立成地区を新たに編入し、宅地や水田を買収し、民家の立ち退きを求めることは明らかに経費の増大を意味します。議会軽視そのものではないですか。議会としても、事実究明のための資料提出を不要とするなどは、議会のあり方として自省したいものであります。

反対の第4の理由は、事業費と財政負担の問題であります。総事業費48億円、事業期間は平成31年度までの7年間とされています。前半の3年間は、社会資本整備総合交付金の復興枠を使って国庫補助100%で事業費は14億円、後半の4年間は34億円の事業費で国庫補助の2分の1で、市の財政負担は17億円となります。しかし、これで終わるわけではありません。夏井橋からの接続道路など、新たな負担が生じます。市長は、

社総交の復興枠の延長を期待していますが、25兆円の枠のうち既に予算化されたのは23兆円になり、おこなっている福島県への対応を考えると、期待するにも限りがあります。加えて駅前再開発に18億円、2分の1は市の負担となり、この二つで26億円になります。このような多額の財政投入は、久慈市の財政力から見て、身の丈を超えたやり方であり、絶対容認できるものではありません。

今、次期も同じくして合併特例措置の終了を迎え、地方交付税が年々減少することになります。今でさえ借金の負担比率が県内平均の60.7を大きく超え157.4で、県内で2番目に高い状況にあります。福祉や教育など、市民生活に密着した事業へのしわ寄せが懸念されます。

将来に禍根を残す防災公園事業の中止を含め、抜本の見直しを重ねて申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（八重櫻友夫君） 1番梶谷武由君。

〔1番梶谷武由君登壇〕

○1番（梶谷武由君） 議案第1号「平成26年度一般会計予算」に反対の討論を行います。

反対の第1の理由は、いわて森のトレー生産協同組合からの債権回収問題です。同組合は、林業構造改善事業を導入し、約15億3,000万円の補助金の交付を受け、事業を開始しましたが、さまざまな不具合から事業中断に追い込まれました。会計検査院から指摘され、補助金返還を求められました。久慈市は、同組合に補助金返還を求めましたが、これまでに1円も補助金返還は行われていません。補助金返還に向け、新年度においてもこれまでと同様の取り組みを行うと答えていますが、これまでと同じ取り組みでは補助金返還ができるのか疑問です。

反対の第2の理由は、防災公園整備事業についてです。昨年の6月議会の際、三つの理由で反対をしました。一つ目はやませの常襲地帯であること、二つ目は地すべり地形であること、三つ目は議会への説明もなく進められたことでした。これまで多くの時間を費やししながら審議が行われ、さらに問題点が明らかになりました。一つ目の問題は、48億円の事業費で、平場造成や通路の整備を行う予定ですが、久慈市の負担が最終的におよそ17億円にもなることです。二つ目は、県の広域防災拠点構想にある県北部の後方支援拠点に久慈市が選定されなかったことが明らかになりました。



平場を8ヘクタール確保する根拠が薄れてしまいました。計画の見直しをすべきと考えます。三つ目の問題は、計画の公園地内に民家が含まれていて、住民の了解が得られないまま事業を強行しようとしていることです。四つ目の問題は、事業費がさらに膨らむ可能性が高いことです。膨らむ理由は既に30.2ヘクタールの山林を1億2,000万円で購入する予算が決定されていますが、今回の予算で、立成地区の宅地を除く田畑、原野を購入する予算を2億8,930万円計上しております。まだ金額が明示されていませんが、さらに宅地部分の購入費と民家の移転費用が必要となります。以上のことから、防災公園事業について、事業の見直しを行うべきと考え、今回の予算に反対をします。

東日本大震災からの復旧・復興を初め、市内全域に光ケーブルの設置や、市庁舎へのエレベーター設置など、市民生活の向上のための予算など評価すべき項目も多数ありますが、以上を申し上げ、反対討論いたします。

○議長（八重櫻友夫君） ほかに討論はありませんか。2番下川原光昭君。

〔2番下川原光昭君登壇〕

○2番（下川原光昭君） 議案第1号「平成26年度久慈市予算」について賛成の討論をいたします。

主に3点について述べさせていただきます。

一つ目については、防災公園整備事業であります。これまでも幾多の津波被害を受けてきました湊地区、夏井駅前地区、大湊地区、昔、明治津波においては久慈駅周辺まで到達をして多く被害をこうむっているところであります。3月11日の津波に際しましては、久慈川沿いの多くの方々避難所に避難をしたところがありますが、多くの方々であふれている状況であります。この防災公園の事業着手により、多くの方々が安心して昼夜問わず避難生活ができるものと思っております。また、通常時においては市民の憩いの広場として活用、利用できることでもあります。

2点目については、中心市街地活性化事業であります。この事業は、駅前再開発を初め、街なか交流、中心市街地回遊性、土風館とのイベント広場とのつながり、また、久慈秋まつり前夜祭、やませあきんど祭り等各イベントが行われ――。

〔発言する者あり〕

○2番（下川原光昭君） 静粛によろしく願いたい

します。街なかの活性化につながることをなると思っております。

3点目につきましては、久慈小学校改築に及ぶ屋内体育施設の完成が間近であるということでもあります。この屋内体育施設は避難所としても利用でき、グラウンドより2メートルの高さのフロアになり、床暖設備が施されることにより、避難所としての活用が大きく期待されるところであります。

この大きな3点について、久慈市予算について賛成の討論とさせていただきます。

○議長（八重櫻友夫君） ほかに討論はありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。まず、議案第1号「平成26年度久慈市一般会計予算」について採決いたします。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成26年度久慈市国民健康保険特別会計予算」について採決いたします。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成26年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「平成26年度久慈市土地取得事業特別会計予算」、議案第5号「平成26年度久慈市介護サービス事業特別会計予算」、議案第6号「平成26年度久慈市魚市場事業特別会計予算」、議案第7号「平成26年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第8号「平成26年度久慈市公共下水道事業特別会計予算」、議案第9号「平成26年度久慈市水道事業会計

予算」について採決いたします。以上6件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第2号及び議案第5号から議案第9号までの以上6件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議会改革推進の件

○議長（八重櫻友夫君） 日程第5、議会改革推進の件を議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。桑田議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長桑田鉄男君登壇〕

○議会改革推進特別委員長（桑田鉄男君） 議会改革推進特別委員長の報告を申し上げます。当委員会は、議長を除く全議員で構成された特別委員会であり、委員会における質疑、答弁など詳細については、各位の承知するところでありますので、主な事項について申し上げます。

前回の委員長報告以後、去る2月21日に委員会を開催したところであります。委員会では、議会基本条例素案に対し寄せられた市民からのパブリックコメント12件、24項目について、議会としての考え方及び意見に対する回答の内容協議を行い、さらに条例素案に修正を加えた上で、本日、最終本会議への議会基本条例の委員会提案を決定したところであります。

このほか、分科会方式により設置しております各部会から調査報告があったところであり、条例策定専門部会からは、議会基本条例施行に当たり、詳細な運用ルール等を定める条例運用基準案の提出がなされ、また、広聴広報専門部会からは、昨年5月30日に開催した議会報告会と市民との意見交換会に係る最終報告書及び開催要綱の見直し案の提出、さらに定数報酬等研究部会からは、当市議会における議員定数・報酬等調査研究に係る最終報告書の提出がなされたところであります。これら各部会から提出された案件については、いずれも委員会として確認、決定したところであります。

本委員会は、平成24年12月定例会において設置されて以後、これまで委員会を10回、幹事会を10回、条例策定専門部会を19回、広聴広報専門部会を16回、定数報酬等研究部会を19回にわたって開催し、継続して調

査を進めるとともに、鋭意、議会改革の推進に取り組んできたところであります。

議会改革に関しては、地方分権による自治の確立のため、二元代表制の一翼を担う議会として、今後も継続的に取り組むべき事項であります。本委員会に調査が付託されていた事項については一定の成果を示すことができたことから、本日の久慈市議会基本条例の委員会提案をもって委員会の調査を終了すべきものと決しました。

終わりに、委員会の運営に当たりご協力をいただきました委員各位に感謝を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議会改革推進の件については委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議会改革推進の件は調査を終結し、議会改革推進特別委員会は消滅となりました。

~~~~~

#### 日程第6 広報編集の件

○議長（八重櫻友夫君） 日程第6、広報編集の件を議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。畑中広報編集特別委員長。

〔議会広報編集特別委員長畑中勇吉君登壇〕

○議会広報編集特別委員長（畑中勇吉君） 久慈市議会広報編集特別委員長の報告を申し上げます。

本委員会は、平成23年8月の第1回久慈市議会臨時会において設置され、これまで26回にわたり委員会を開催いたしてまいりました。本委員会では久慈市議会広報、久慈市議会だよりの調査、編集、発行に取り組んできたところであり、延べ11号の広報誌の発行を行ったところであります。

久慈市議会基本条例の制定に当たり、新たに広聴広報に関する組織の設置が議会改革推進特別委員会及び

会派代表者協議会において確認されたところであり  
ます。そのことを受け、去る2月28日に委員会を開催し、  
本委員会に付託されていた事項については一定の成果  
を示すことができたことから、本日をもって本委員会  
の調査等を終了すべきものと決定いたしましたところであ  
ります。

終わりに、これまで委員会の運営に当たり、ご協力を  
いただいた委員並びに関係者各位に感謝を申し上げ、  
委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対  
し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。広報編集の件について  
は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起  
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よっ  
て、広報編集の件は調査を終結し、広報編集特別委員  
会は消滅となりました。

~~~~~

日程第7 議案第34号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第7、議案第34号「平
成25年度久慈市一般会計補正予算（第6号）」を議題
といたします。提出者の説明を求めます。外館副市長。

〔副市長外館正敏君登壇〕

○副市長（外館正敏君） 追加提案いたしました議案
1件の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第34号「平成25年度久慈市一般会計補正予算
（第6号）」の提案理由についてご説明を申し上げま
す。

今回の補正は、除雪経費を計上するものであります。
1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳
入歳出それぞれ9,450万円を追加し、補正後の予算総
額を298億9,171万3,000円にしようとするものであり
ます。款及び項の補正額は、2ページ、3ページの第
1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審

議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（八重櫻友夫君） これより提出議案に対する
総括質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております
議案は委員会の付託を省略し、直ちに審議することに
いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よ
って、そのように決定いたしました。

議案の審議方法についてお諮りいたします。第1条、
歳入歳出予算の補正については、歳入歳出もそれぞれ
款ごとに説明を受け、審議を行うことにしたいと思っ
ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よ
って、そのように決定いたしました。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、17款繰入金、
説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） それでは、事項別明細書
によりご説明申し上げます。8ページをお願いします。
17款繰入金1項基金繰入金であります。1目財政調
整基金繰入金は9,450万円の増額を計上いたしました。
以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に歳出、8款土木費、説明を求めます。菅原総務
部長。

○総務部長（菅原慶一君） 10ページをお願いします。
8款土木費2項道路橋梁費であります。2目道路維
持費は、除雪費用として道路維持補修経費9,450万円
の増額を計上いたしました。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。17番城内
仲悦君。

○17番（城内仲悦君） たしか補正予算5号でも、た
しか1,700万補正計上した経緯があります。たしか1
回出動すると700万ぐらいかかるというような答弁あ
ったと思うんですが、これから3月に入りますと重い
雪が降るという予想が立ちます。これを見ますと、
9,450万のうち賃金が431万4,000円、需用費で775万

1,000円、委託料で300万何がし、使用料及び賃借料で7,941万7,000円となっているのですが、この中身、どういう算定になっているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。前の答弁では700万ということだったんですが、これは何回出動することになるのか。

それから、今回のこの除雪費用には、除雪と排雪まで入った予算になっているのか。おかげさまで通学路とか、それから市日の場所とか排雪をしていただきました。この9,450万の中に、その排雪もきちんと予算化されているのかどうか、お聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、この使用料及び賃借料の件でございます。これの補正につきましては、旧久慈市の分と山形町の分、両方入っております。そういった中で、今久慈市の分で申し上げますと、これまで実施したもの、これは2月15、16日分もあります。そして、これから3月に、通常であれば3月に大雪が降るとということが今までもあったわけでございます。そういった意味で、今回の雪の量等も見まして、これから降るだろうと予測するので、2,000万円を計上してございます。その中に、今回のような2週にまたがって降って、そして、通学路等が、歩道が埋まってしまったような、そういうふうな状況が発生したのであれば、それはこの排雪という考え方も持ちながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） その予想しているのは、これ何回分というふうに見ればいいですか。前に1回700万というのが出ましたよね。9,450万というの、そうすると10回分ぐらいなんですか。その辺をもうちょっと、そんな1カ月、3月、4月も降るときもありますけど、4月に入るとそんな出ないと思えます。3月には、重い雪が降ります。多分降ると私も予想しますが、補正5号との違いがちょっと大きいものだから、5号と6号で約1億近い補正というのはちょっとなかなか、「はい、そうですか」というふうにはいかないんですが、今、答弁では排雪まで含みますということでしたけども、それにしてもかなり大きい補正だと思えますが、その辺聞かせてください。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 回数っていうのは、車の出動回数とか、そういうふうなとこまでちょっと細かいのを持ってませんので、出動した除雪経費がかかった日にちについては申し上げたいと思えます。

今年度は、昨年12月の28、それから今年に入りまして2月の4日、それから2月の9、10、これがちょっと大きかったんですけども、それから2月の15、16の大雪となります。

それで、今回の3月定例会の当初に補正予算を計上させていただいたんですけども、それらを合わせて大体2,000万程度、これらは2月の9、10の除雪経費で、実はもうオーバー的になっております。まだしっかり精算できておりませんが、それで、2月15、16で、この間の大雪で五、六千万はかかったと。それから、おおむねの話で申しますと、3月まだ雪が降るかもしれないということで、2,000万程度これは見させていただいたと、そういう予算の内容でございます。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 1番梶谷武由君。

○1番（梶谷武由君） 今回の大雪はもう何十年ぶりかというふうな大雪だったわけですが、ただ単に降っただけじゃなくて、その後、9、10のときなんか、いつまでも寒いといいますが、すっかり凍ってしまって、非常に除雪するのがもう難儀をしたと、そのように思うんですが、これからの除雪計画をする上で、いわゆる天候状況、気温の状況等を見ながら排雪等を、あるいは解けるのを待つんじゃなくて、即除雪を続けなければならないとか、そういう考え方を若干変えなければ、特に今回のように苦勞するのではないかなど。一生懸命やっているにもかかわらず、いい状態、いい状況とは言えなかったと思うんです。ようやく最近になって何とかよくなってきたと思うんですが、計画の立て方等について反省点、あるいは今後こういうふうにしようというのがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） それでは、お答えいたします。

まず、今回の雪につきましては、先ほど来よりお話ししておりますとおり、2月4日、9、10、15、16、毎週のように降ってございました。そういった意味で、その都度、交通の安全、歩行者の安全については十分

注意してきたつもりでございます。そういった中で、やはりこういうふうな非常に量が多かった、それから寒かったという点がございました。今回の部分につきましても、これを検証しながら次に向けて、除雪体制なりを再度検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第34号「平成25年度久慈市一般会計補正予算（第6号）」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第8 発議案第18号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第8、発議案第18号「久慈市議会基本条例」を議題といたします。提出者の説明を求めます。桑田議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長桑田鉄男君登壇〕

○議会改革推進特別委員長（桑田鉄男君） 議会改革推進特別委員会から提案する発議案第18号「久慈市議会基本条例」についての提案理由の説明としまして、本条例前文の朗読をもって提案理由説明といたします。

おら達の住む久慈市は、青い海と緑豊かな大地に囲まれた自然いつべえの郷土であり、このごどをおら達は誇りに思ってる。久慈市民（以下「市民」という。）が直接選ばれた議員どうで構成する久慈市議会（以下「議会」という。）はおんなじように市民が直接選ばれた久慈市長（以下「市長」という。）とともに久慈市を代表する機関である。この二つの代表機関はおだげに市民の思いに応えるために、議会は議員どうによる合議制の機関として、市長は独任制の機関として与えられた権限のもとにおだげの特性のいいごどを生がして、市民の思いを市政にちゃんと反映させるために、競い合ったり、協力し合ったりしながら、久慈市にとって一番いい意思決定を導ぐための共通の使命が与えられている。

おらあどう議会は、議会に与えられたこの使命を達

成するために、これまでにねえ発想により、まさに“じえじえじえ”な議会を目指していぐべえという思いを込めて、この条例（通称「久慈市議会じえじえじえ基本条例」という。）をこさえ、市民の思いに力いっぺえ応えていぐごどを決意する。

以上であります。本条例は久慈市議会が目指そうとする姿に対する理念や基本原則、それらを発動させるための手段・方法を定め、これらを明文化することで市民にお約束しようとするものであります。

我々久慈市議会は、市民の負託に全力で応えていくことをここに決意しまして、提案理由説明といたします。

○議長（八重櫻友夫君） お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案は、議長を除く全議員で構成された議会改革推進特別委員会の提案でありますので、会議規則第37条第3項の規定及び先例により、議事の順序を省略し、提出者の説明の後、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、採決いたします。発議案第18号「久慈市議会基本条例」については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、発議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 発議案第19号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第9、発議案第19号「広聴広報特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案は、各党派共同提案でありますので、会議規則第37条第3項の規定及び先例により、議事の順序を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。発議案第19号「広聴広報特別委員会の設置について」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、発議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 広聴広報特別委員の選任

○議長（八重櫻友夫君） 日程第10、広聴広報特別委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。広聴広報特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

広聴広報特別委員会（11名）

梶谷 武由 下川原光昭  
上山 昭彦 泉川 博明  
畑中 勇吉 砂川 利男  
山口 健一 桑田 鉄男  
小柳 正人 小倉 建一  
小野寺勝也

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、広聴広報特別委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

この際、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長互選のため、議長から広聴広報特別委員会を特別会議室に招集いたします。特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩は20分程度を目安にしておりますが、再開は追って通知いたします。

午後3時25分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（八重櫻友夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置された広聴広報特別委員会から正副委員長が選任された旨報告がありました。委員長に小野寺勝也君、副委員長に畑中勇吉君、以上であります。

~~~~~

日程第11 議員派遣の件

○議長（八重櫻友夫君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び久慈市議会会議規則第120条の規定に基づき、平成26

年4月10日から11日まで遠野市で開催の平成26年度岩手県市議会議長会第1回定期総会に副議長下館祥二君を、また、平成26年5月8日から9日まで千葉市で開催の市町村議会議員特別セミナーに上山昭彦君をそれぞれ派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は可決されました。

~~~~~

#### 閉会

○議長（八重櫻友夫君） 以上で、本日の議事日程を全部終了いたしました。

この際、市長から発言を求められておりますので、これを許します。山内市長。

[市長山内隆文君登壇]

○市長（山内隆文君） 第15回久慈市議会定例会の閉会に際しまして、このように貴重な時間を賜り、議員各位のご配慮に心から感謝申し上げます。閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

最初に、本定例会に提案をいたしました、平成26年度一般会計予算を初めとする各議案につきまして、提案のとおり可決、賛同を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例議会は、私にとりまして今任期最後の定例会となりました。この4年間、議員の皆様とは、久慈市が目指す「夢、希望、未来に向かって人輝くまち」この実現に向け互いに切磋琢磨してまいりました。この間、当市は東日本大震災という大変大きな試練に直面したわけではありますが、一日でも早くこの難局を乗り越え、市民一丸となって明るい未来に向かうべく、お互いに強い信念を持って、ときには熱い議論を交わす場面もありましたが、今、その時々のご事情が鮮明に脳裏によみがえっているところであります。最大の懸案であります震災からの復興につきましては、皆様ご承知のとおりおおむね順調に進んでおりますが、もぐらんびあの再建など、その道のりはまだ道半ばにあるものと認識しております。

発災から間もなく3年を迎えるに当たり、私どもが最も恐れているのが風化であります。未曾有の大災害というこの国難からの復興を確かなものにするためには、みずからの努力のみでは果たし得るものではなく、

国や県の理解、協力が必要不可欠でありますことから、今後におきましても引き続き国及び県など関係機関等との信頼関係をもとに復旧・復興を果たし、飛躍につなげてまいらる決意であります。

他方、復旧・復興の進展とともに、昨年は当市をメインロケ地とした連続テレビ小説「あまちゃん」の全国的な人気などにより、観光振興が新たな局面を迎えるなど、市政は飛躍のステージに向かい始めているものと捉えております。

私は、就任以来、人輝かなければ地域の輝きはなく、地域の輝きなければ市全体の輝きもないとの思いを常に念頭に置き、将来にわたって持続可能な行政基盤を構築するとともに、市民の満足度を高めるため、市政は市民のものとの認識を市民と共有することで、山積する行政課題の解決に全力で取り組んでまいりました。

今任期におきまして、一例で申し上げますと、教育、子育て支援分野におきましては、久慈小学校の改築など教育環境の整備・充実を推進してまいりましたほか、学童保育施設の整備など、放課後児童の健全育成を図り、また、医療費助成事業の対象を小学生に拡大するなど、子育て・医療環境の充実にも努めてきたところであります。雇用の場の創出・確保につきましては、新規学卒者を正規雇用した市内事業者に対し奨励金を交付するなど、若年者の雇用拡大と地元への定着に努めてきたところであります。また、特に震災を期に、住宅太陽光発電システム導入補助を初めとするさまざまな再生可能エネルギーの導入を促進してまいりました。観光振興につきましても、「あまちゃん」効果を最大限に生かした中心市街地のにぎわいを創出するため、やませ土風館、まちなか水族館に加え、新設したあまちゃんハウスを起点とし、観光客に商店街の回遊を促す体制を整えつつあるところであります。あわせまして、三陸復興国立公園やみちのく潮風トレイル、さらには三陸ジオパークという新たな切り口による観光振興にも取り組んでいるところであります。

今後、当市を取り巻く行財政環境は一層厳しさを増していくことが予測されますが、こうした中においてもなお持続的な発展を続けていくためには、行政が主体ではなく、市政の主役である市民の皆様とともに英知を結集し、市民との協働によるまちづくりを実現していくことが重要なものと考えております。

高い視聴率をもって迎えられたあの「あまちゃん」、

脚本のすばらしさ、演じてくださった俳優、女優の名演技、それらもあつたと思いますが、私はあの高視聴率を得られたのはそれだけではないというふうに思っております。あのドラマの中に描かれた浜端の暮らし、農産漁村の営み、こういったものが見る人々の心のふるさと、ふるさとの原風景を思い出させたのではないかと思っております。私たちの暮らしは決して楽なものではありません。厳しい大自然と対峙しながら、時には共存をしながら営みを続けております。そういった我々の暮らしぶりそのものが、見る人々の胸を打つたのではないかと私は思っております。

これからも、私たちのこのふるさとをよりよきするものにしていくために、共に全力を傾注してまいらうではありませんか。この4年間のご指導、ご鞭撻に心から感謝を申し上げ、また、議員各位のご健勝、さらなるご活躍を祈念をし、私からの挨拶とさせていただきます。

○議長（八重櫻友夫君） これをもって、本日の会議を閉じ、第15回久慈市議会定例会を閉会いたします。

午後3時53分 閉会